

佐井寺西土地区画整理事業

環境影響評価提案書

要 約 書

令和元年（2019年）5月

吹 田 市

目 次

	ページ
1. 事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	1
2. 事業者の環境に対する取組方針	1
3. 事業の名称、目的及び内容	1
(1) 事業の名称	1
(2) 事業の目的	1
(3) 事業の内容	2
4. 本事業における環境に対する取組方針	9
5. 本事業における環境取組内容	9
(1) 工事中	9
(2) 施設の存在、供用時	10
6. 環境要素、調査の時期及び方法並びに予測の方法及びその時点	18
(1) 環境要素	18
(2) 現況調査及び予測の方法	19
(3) 評価の方法	20

1. 事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

事業者の名称 : 吹田市

代表者の氏名 : 吹田市長 後藤 圭二

主たる事務所の所在地 : 大阪府吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号

2. 事業者の環境に対する取組方針

地球温暖化をはじめ、ヒートアイランド現象や生物多様性の衰退、深刻なエネルギー不足など様々な環境問題に直面する今、健全で豊かな環境を守り引き継ぎ、持続可能な社会を構築していくためには、市民、事業者、行政がそれぞれの立場での役割を果たすとともに、パートナーシップによる取組を積極的に進めていかなければなりません。そのため、吹田市では「吹田市第2次環境基本計画－改訂版－」（平成26年（2014年）3月）を定め、下記の考え方を基本理念として施策や取組を推進していくものとしています。

<基本理念>

- ① 安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保する。
- ② エネルギーや資源を大切に使い、循環する社会をめざす。
- ③ 市民、事業者、行政の協働で、持続可能な社会づくりを進める。

3. 事業の名称、目的及び内容

(1) 事業の名称

佐井寺西土地地区画整理事業

(2) 事業の目的

土地地区画整理事業は、公共施設の整備改善及び宅地の利用促進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行う面的整備事業です。吹田市では南吹田第1、南吹田第2、江坂、岸辺駅前、佐井寺東等の8地区の土地地区画整理事業が都市計画決定され、岸辺駅前を除く7地区のうち、6地区が市施行により、1地区が独立行政法人都市再生機構の施行により、それぞれ完了しています。佐井寺西土地地区画整理事業（以下「本事業」という。）は、新たに佐井寺4丁目の一部、千里山高塚の一部、千里山月が丘の一部等を対象とし、事業計画地面積約20.8haにおいて実施するものです。

本事業は、吹田市第3次総合計画や吹田市都市計画マスタープランによる事業計画地の広域的位置付けを踏まえるとともに、事業計画地におけるまちづくりの計画テーマ(仮)である「ヒトとヒトが交流する新たなにぎわいステージを演出し、多様な世代が安心して暮らせるまち」を実現することを目的として行うものです。

(3) 事業の内容

(a) 事業の種類

事業の種類は「開発行為」であり、本事業は「吹田市環境まちづくり影響評価条例」（平成10年3月31日条例第7号（最終改正：平成23年12月27日条例第44号））第2条に規定する要件に該当します。

(b) 事業の規模

事業計画地面積：208,230 m²

(c) 事業の実施場所

佐井寺4丁目の一部、千里山高塚の一部、千里山月が丘の一部、千里山松が丘の一部、千里山西6丁目の一部（図1参照）

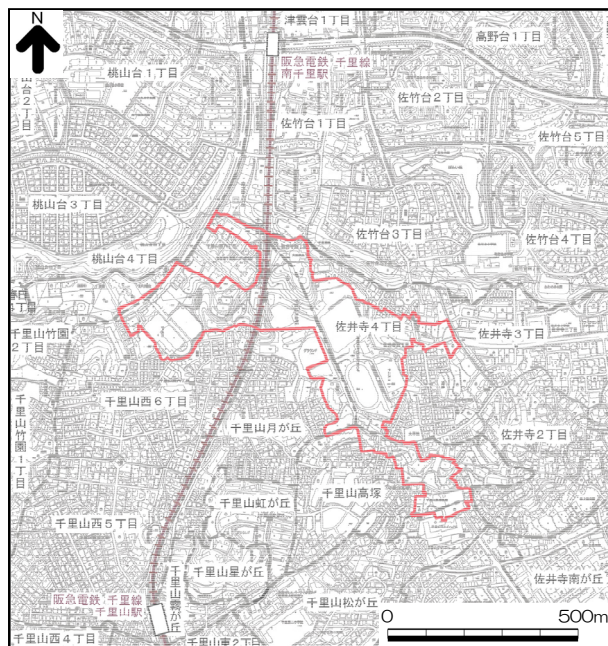


図1 本事業の実施場所

(d) 事業計画の概要

(ア) まちづくりの流れ

事業計画地のまちづくりの流れは、図2に示すとおりです。

土地区画整理事業の都市計画決定は2019年7月を目標としており、2020年10月頃に土地区画整理事業の事業認可を得た後、2021年春頃から工事に着手し、2031年3月末の完成を目指します。

民間開発等による建築物の建設は、土地区画整理事業とは別途進められることになり、都市基盤施設が供用開始し、土地利用が可能となった箇所から建設が開始される場合もあります。

「吹田市環境まちづくり影響評価条例」第1条では、「土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の実施及びその後の事業活動に当たり環境の保全及び良好な環境の創造のために効果的な取組を講ずることを促進し、もって持続可能なまちづくりの推進に資することを目的とする。」と記述されています。本事業は、道路、公園等の都市基盤施設の整備を行うものであり、これらの施設整備に対する環境影響評価を実施するものです。土地区画整理事業による都市基盤施設の整備後に、引き続き建築物の建設等が行われ「まちづくり」が完了することになります。まちづくりに当たって、「吹田市環境まちづくり影響評価条例」の対象事業に該当する事業が計画された場合は、別途その事業を計画する事業者が環境影響評価を実施します。

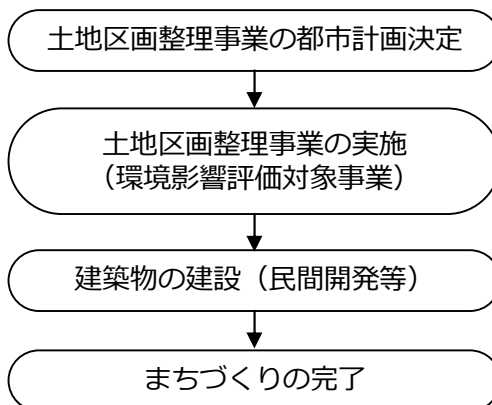


図2 まちづくりの流れ

(イ) 事業の検討の背景

事業計画地を南北に縦断する都市計画道路「佐井寺片山高浜線」は、都市計画マスタープランに「市域中央部において地域拠点を連携する南北方向の軸線」として位置付けられている主要な補助幹線道路です。昭和21年（1946年）に都市計画決定されて以降、沿道市街地との一体的整備を中心に建設を進めてきましたが、千里山高塚～千里山西6丁目の区間（約1.14km）が未整備となっています。

また、事業計画地を東西に横断する都市計画道路「豊中岸部線」は、都市計画マスタープランに「市域中央部において広域軸を補完・連携する東西方向の軸線」として位置付けられている幹線道路です。昭和34年（1959年）に都市計画決定されており、事業計画地については、佐井寺4丁目～千里山西6丁目の区間（約0.87km）が未整備となっています。

事業計画地が道路・交通、土地利用、都市基盤、防災の観点から抱える問題点及びそれに対する整備課題は、表1に示すとおりです。現在、都市計画道路の整備予定地において、生産緑地の指定解除等により、民間事業者による買取り及び開発が進められています。

本事業のような土地区画整理事業の実施は、民間投資のポテンシャルを有効に活用しつつ、一体的整備のなかで沿道にふさわしい健全な土地利用を促進し、良好な沿道開発を誘導することが可能になるとともに、事業計画地内の未利用地についても、整形な土地を生み出し有効活用が図られることが期待できます。

表1 事業計画地が抱える問題点及びそれに対する整備課題

区分	問題点	整備課題
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画地内の道路は幅員が狭く、歩道のない区間が多くなっています。 事業計画地の周辺にはバス路線がありますが、事業計画地内にはバス路線はありません。 	<ul style="list-style-type: none"> 歩道整備や道路拡幅等、安全な道路空間の確保が必要です。
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> 近隣サービスを提供する商業施設が不足しています。 事業計画地内の高低差が大きく、土地利用が図られにくくなっています。 阪急電鉄千里線により事業計画地内が東西に分断されています。 	<ul style="list-style-type: none"> 高低差や基盤整備の状況、法規制を踏まえ、土地条件に適合し、地区の位置付けを踏まえた土地利用計画が必要です。 住宅地と住宅地が分断された土地利用の対応が必要です。 今後も人口増加が予測される地域であることから、宅地需要を満たす良好な住宅地の整備が必要です。
都市基盤	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画地の周辺には、上水道幹線が未整備のエリアがあります。 事業計画地の大部分において、雨水排水が整備されていません。 佐竹台小学校区や千里第二小学校区では、近年、人口増加が著しく、今後も大規模集合住宅の開発計画により人口増加が見込まれますが、基盤整備が対応できていません。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市化の進展を支える上下水道等の都市基盤の効率的な整備が必要です。
防災	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画地の北東側を中心に低層住宅が密集しているエリアがあります。 事業計画地及びその周辺には、消火栓や防火水槽が設置されていないエリアがあります。 	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の施行に合わせて、消火栓等の設置を行うとともに、消防活動を行える道路幅員の確保が必要です。

(ウ) 事業計画地のまちづくりの基本方針

事業計画地の問題点、整備課題等を踏まえたまちづくりの基本方針は、以下のとおりです。

- ① 便利で快適な居住環境の形成を図り、人口増加・定着を図ります。
- ② 商業施設等を中心とした生活圏域を考慮し、小学校区単位で住区を形成します。
- ③ 豊中岸部線の沿道は、主に商業系土地利用を図ります。
- ④ 佐井寺片山高浜線の沿道は、主に住居系土地利用を図ります。
- ⑤ 豊中岸部線以南は、良好な住宅市街地の形成を図ります。
- ⑥ 都市計画道路の整備により、事業計画地内の区画道路から通過交通を排除します。
- ⑦ 歩行者の安全性を確保するため、交通安全対策を検討します。
- ⑧ 利用者の誘致距離を考慮して、一定の街区ごとに公園を配置します。
- ⑨ 雨水排水の計画的な整備を推進します。
- ⑩ 未整備エリアの上水道幹線の整備を推進します。
- ⑪ 商業施設や生活利便施設の立地の誘導を図ります。

(エ) 土地利用計画

土地利用計画は、表2及び図3にそれぞれ示すとおりです。

事業計画地の面積 208,230 m² (約 20.8ha) の内訳は、道路 (都市計画道路、区画道路等) が 27.2%、公園・遊園が 3.6%、緑地が 0.3%であり、その小計は 31.0%です。これ以外の土地 (宅地等) の比率は 69.0%であり、その内訳は住宅地等が 66.8%、鉄道用地が 2.2%です。住宅地等の用途については、土地区画整理事業による都市基盤施設の整備後に、民間の事業者が開発を行うため、現時点では未定です。

表2 土地利用計画

区 分		面 積 (m ²)	構成比 (%)
公共 用地	道 路	56,527	27.2
	公園・遊園	7,421	3.6
	緑 地	522	0.3
	小 計	64,470	31.0
宅 地 等	住宅地等	139,299	66.8
	鉄道用地	4,461	2.2
	小 計	143,760	69.0
合 計		208,230	100.0

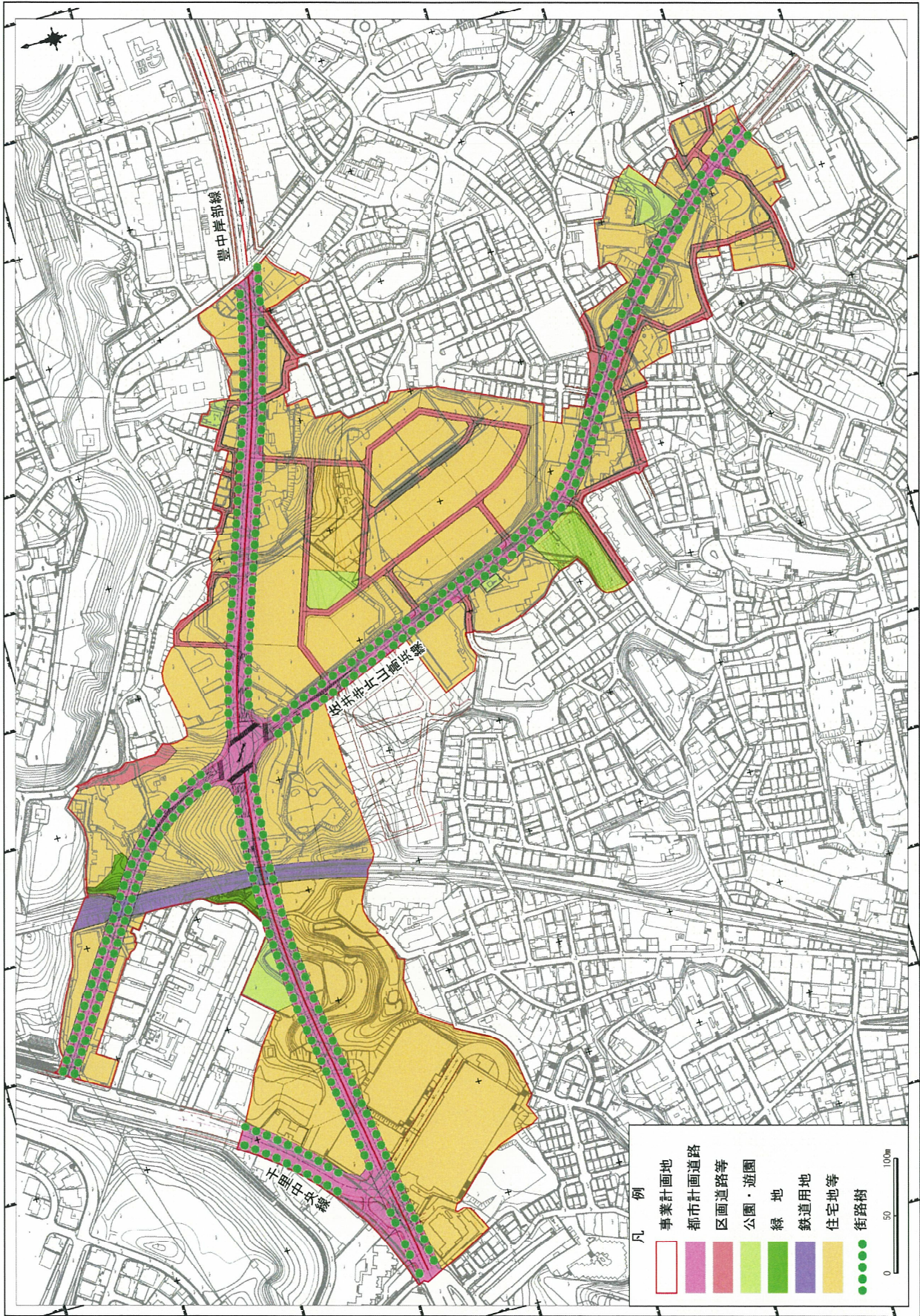


図3 土地利用計画図

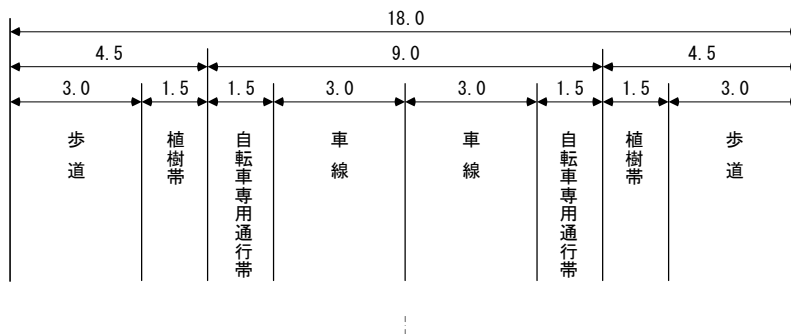
(才) 基盤施設計画

(i) 道路

<都市計画道路>

① 佐井寺片山高浜線 (総幅員：18.0m)

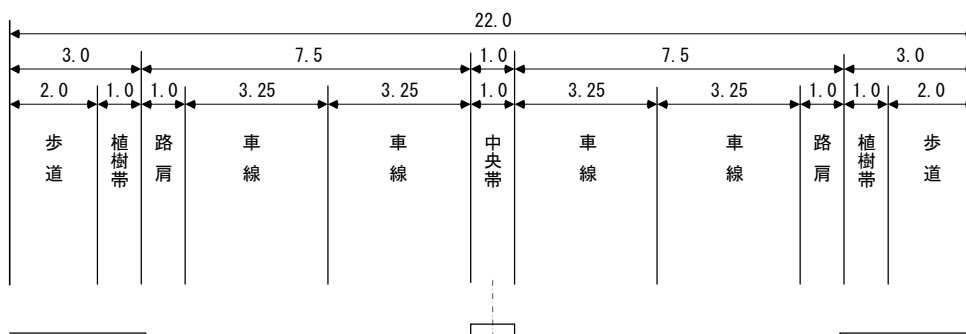
- ・車 道：3.0m×2 (2車線)
- ・自転車専用通行帯：1.5m×2
- ・植 樹 帯：1.5m×2
- ・歩 道 道：3.0m×2



(単位：メートル)

② 豊中岸部線 (総幅員：22.0m)

- ・車 道：6.5m×2 (4車線)
- ・中 央 帯：1.0m
- ・路 肩 肩：1.0m×2
- ・植 樹 帯：1.0m×2
- ・歩 道 道：2.0m×2

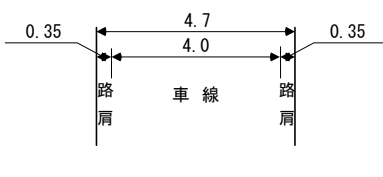


(単位：メートル)

<区画道路>

■ 総幅員：4.7m

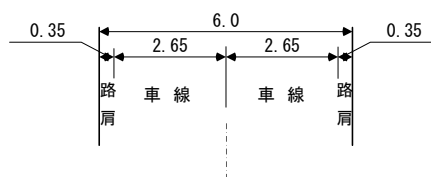
- ・車 道：4.0m (1車線)
- ・路 肩 肩：0.35m×2



(単位：メートル)

■ 総幅員：6.0m

- ・車 道：2.65m×2 (2車線)
- ・路 肩 肩：0.35m×2



(単位：メートル)

図4 都市計画道路及び区画道路の横断面構成

(ii) 環境基盤施設

公園・遊園面積は、事業計画地面積に対し、「土地区画整理法施行規則」（昭和30年3月31日建設省令第5号（最終改正：平成30年3月30日国土交通省令第16号））第9条に定められている3%以上を確保します。また、緑被率（樹木や草花等の植物で被われた土地の割合）については、「吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）」（平成28年8月、吹田市）の「千里山・佐井寺地域の将来目標値」に基づき、事業計画地面積の28%以上を確保することを基本とします。

<公園・遊園及び緑地>

公園・遊園及び緑地を一体的に整備し、まとまった緑の空間を確保します。

<街路樹植栽>

事業計画地の都市計画道路（佐井寺片山高浜線及び豊中岸部線）については、緑の軸として位置付け、植樹帯を設けて高木による街路樹植栽を行います。

(iii) 供給処理施設等

<上水道>

域外既存施設によって事業計画地の新規需要分を供給することが可能なため、事業計画地では地区外の既設配水管に接続させて、ループ状になるように配管します。

<下水道>

今後の土地利用計画に合わせて、排水区域の見直しや流出抑制施設の設置、雨水・汚水管の分離布設を含め、新たに下水道計画を検討していきます。

<電気・ガス>

今後の土地利用計画に合わせた供給を検討していきます。

<電線類の地中化>

景観面や災害時のライフライン確保の観点から、都市計画道路については C-C-Box（電線共同溝）等による電気・通信等の地中化を今後検討していきます。

<防犯対策>

安心・安全なまちづくりを実現するため、「街頭防犯カメラ」のほか、事件・事故等が発生した時に通報ボタンを押すとインターホンで警察官と相互に通話できる「スーパー防犯灯」を道路・公園等の街頭に導入する等の防犯対策を今後検討していきます。

(カ) 廃棄物処理計画

本工事では、事業計画地内に分別用ごみ箱を設置し、再資源化や適正処理が容易となるように一般廃棄物を収集します。収集後の一般廃棄物については、適正に処理します。建設発生土については、事業計画地での埋め戻しに使用する等、残土の発生を抑制します。また、工事に伴う場外搬出土は、他の公共工事において有効利用が図られるようにします。

なお、これでは対応できない産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号（最終改正：平成29年6月16日法律第61号））や「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号（最終改正：平成26年6月4日法律第55号））に基づき、適正な処分場において処分します。

(キ) 交通計画

都市計画道路の計画交通量は、以下のとおりです。

佐井寺片山高浜線：14,800 台/日

豊中岸部線：28,600 台/日

(e) 工事計画

(ア) 工事工程の概要

土地区画整理事業に係る工事は、2021 年度に着手する計画であり、土地区画整理事業及び都市計画道路の建設工事は、2030 年度の完成を目標としています。

主な工事内容は、①準備工事として、工事用搬入路設置工事、②土地区画整理事業に係る工事として、造成工事、区画道路工事、公園・遊園設置工事、供給処理施設工事、③都市計画道路の建設工事として、築造工事が挙げられます。

工事工程は、表3に示すとおりです。2021 年度から工事用搬入路の設置工事と並行して造成工事を実施する計画です。区画道路工事は2024 年度から、公園・遊園の設置工事は2029 年度から、供給処理施設（上下水道、電気・ガス、通信・電線等）工事は2022 年度から実施する計画です。都市計画道路の建設工事は、佐井寺片山高浜線及び豊中岸部線ともに、2022 年度から実施する計画です。

表3 工事工程の概要

区分	工事種別	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
準備工事	工事用搬入路 設置工事	■	■								
土地区画整理事業 に係る工事	造成工事	■	■	■	■	■	■	■	■		
	区画道路工事				■	■	■	■	■		
	公園・遊園設 置工事									■	■
	供給処理施設 工事		■	■	■	■	■	■	■	■	■
都市計画 建設工事の 道路	佐井寺片山 高浜線 築造工事		■	■	■	■	■	■	■	■	■
	豊中岸部線 築造工事		■	■	■	■	■	■	■	■	■

(イ) 資材等の搬出入計画

建設機材・資材、生コンクリート、場外搬出土等は、大型車両により運搬する計画です。工事関連車両の走行時間帯は、原則として8時から18時までの間とします。

工事の最盛期は造成工事を実施する2021～2024年度頃であり、工事関連車両の1日当たりの最大走行台数は、大型車150台（往復300台）、小型車50台（往復100台）程度を予定しています。

(ウ) 排水処理計画

降雨時の濁水については、仮設沈砂池を設けて、表層水のみ側溝及び横断水路から公共下水道又は公共用水域に排出する計画です。また、仮設沈砂池の底にたまった土砂は定期的に除去する計画です。

4. 本事業における環境に対する取組方針

土地区画整理事業の実施に当たっては、第2章に記述した「事業者の環境に対する取組方針」の基本理念に加え、「吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）」に示されている「みどりを継承する みどりを生み出す みどりを活かす 市民参画・協働により、みどりのまちづくりを進める」という基本方針に則り進めていきます。

<環境に対する取組方針>

- ・再生可能エネルギーの活用やヒートアイランド対策による環境負荷の少ない社会基盤整備を推進します。
- ・市街地の貴重なみどりを継承するとともに、新たな街路樹や公園・遊園及び緑地の配置によりみどりの連続性を確保します。
- ・良好な都市景観の向上と安全性・快適性を確保するまちづくりを推進します。

土地区画整理事業後については、街路樹や公園内の樹木の維持管理を適切に行い、次世代へみどりを継承していきます。さらに、開発事業者に対して「吹田市開発事業の手続等に関する条例（愛称：好いたすまいる条例）」をはじめとする条例を活用し、事業計画地内の緑化を適切に誘導していきます。

5. 本事業における環境取組内容

環境の保全及び良好な環境の創造のため、本事業の特性等を考慮して環境取組内容について検討しました。現時点で予定している環境取組内容は、表4に示すとおりであり、その概要は以下に示すとおりです。

(1) 工事中

(a) 排出ガス・騒音等の抑制

- ・建設機械は排出ガス対策型、低騒音型や低振動型を採用し、アイドリングや空ぶかしを抑制する等、環境に配慮した運転を行います。

(b) 工事中の排水等の対策

- ・工事中の濁水は、仮設沈砂池を経由して表層水のみ公共下水道又は公共用水域に放流し、道路等への濁水や土砂の流出を防止します。

(c) 交通安全への配慮

- ・児童、生徒が安全に登下校できるよう、工事現場周辺の交通安全に配慮する等、事故防止に努めます。

(d) 廃棄物等の抑制

- ・廃棄物の発生抑制、減量化に努めます。
- ・建設発生土については、事業計画地での埋め戻しに使用する等、残土の発生を抑制します。

(e) 景観への配慮

- ・仮囲いの設置に際しては、景観面に配慮し、事業計画地及びその周辺の清掃による環境美化に努めます。

(2) 施設の存在、供用時

(a) 地球温暖化対策・省エネルギー

- ・省エネルギー型の照明機器や、グリーン購入法適合品、エコマーク商品等の資源循環や環境保全に配慮した製品を積極的に採用します。

(b) ヒートアイランド対策

- ・遮熱性舗装・保水性舗装等のヒートアイランド対策に配慮した道路の建設を検討します。
- ・都市計画道路においては、植樹帯を設けて街路樹植栽を行います。

(c) 自然環境の保全

- ・事業計画地に隣接する緑地等と連続させてみどりを配置する等、良好な景観や生物の生息空間の形成に努めます。

(d) 水循環の確保

- ・雨水を利用する設備の導入や、雨水流出を抑制するための雨水調整池等を設置します。
- ・道路については雨水浸透に配慮し、浸透性のある舗装等の採用を検討します。

(e) 生活環境の保全

- ・都市計画道路については、供用後における騒音の影響を予測し、必要に応じて排水性舗装等の環境保全措置を実施します。

(f) 景観への配慮

- ・「吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準」（最終改訂：平成30年11月29日）を遵守し、景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画及び設計を行います。
- ・都市計画道路沿道においては、無電柱化を検討します。

(g) 交通安全への配慮

- ・都市計画道路においては、歩道を確保するとともに、佐井寺片山高浜線では自転車専用通行帯を設置する等、歩車分離を行うことにより、歩行者が安全に通行できる空間を確保します。
- ・区画道路においては、防災にも配慮した十分な幅員を確保します。

表4(1) 環境取組内容(工事中)

取組事項	実施の有無	取組内容
<p>■大気汚染や騒音などの公害を防止します。</p> <p>建設機械</p>		
1	実施する	排出ガス対策型、低騒音型や低振動型の建設機械を使用します。
2	一部実施する	ハイブリット式パワーショベル等の低燃費型の建設機械は、現状では普及台数が少ないため、一部での使用となりますが、可能な限り使用します。
3	実施する	排出ガス、騒音の低減を図るため、アイドリングを抑制します。
4	実施する	空ぶかしを抑制する等、環境に配慮した運転を行います。
5	実施する	工事規模に応じた効率的な工事計画を立案し、稼働台数を抑制します。
6	実施する	一時的に集中して稼働しないよう、工事の平準化を図ります。
7	実施する	機械類は適切に整備点検を行います。
<p>工事関連車両</p>		
8	実施する	燃費や排出ガス性能のよい車両を使用します。
9	実施する	大阪府条例に基づく流入車規制を、全ての車両で確実に遵守します。
10	実施する	工事関連車両であることを車両に表示します。
11	実施する	工事関連車両の走行ルートや時間帯は、周辺道路の状況、住居の立地状況等に配慮して、一般交通の集中時間帯や通学時間帯を避けて設定します。
12	実施する	建設資材の搬出入において、適切な車種を選定することで車両台数を抑制します。
13	実施する	作業従事者の通勤、現場監理等には、徒歩、二輪車、公共交通機関の利用、相乗り等を奨励し、工事関連車両の台数を抑制します。
14	実施する	ダンプトラックによる土砂の積み降ろしの際には、騒音、振動や土砂の飛散防止に配慮します。
15	実施する	周辺への土砂粉じん飛散を防止するため、現地でタイヤ洗浄を行います。
16	実施する	コンクリートミキサー車のドラム洗浄を行う際には、騒音や水質汚濁に配慮します。
17	実施する	工事関連車両を場外に待機させません。
18	実施する	クラクションの使用は必要最小限にします。

表4(2) 環境取組内容(工事中)

取組事項		実施の有無	取組内容
19	アイドリングの禁止	実施する	自動車排出ガスの低減を図るため、アイドリングをしません。
20	環境に配慮した運転	実施する	空ぶかしを抑制する等、環境に配慮した運転を行います。
工事方法 ＜騒音・振動等＞			
21	防音シートなどの設置	実施する	建設作業時は、仮囲いと養生シートを設置します。なお、必要に応じて防音シートや防音パネルの設置等、更なる防音対策を行います。
22	丁寧な作業	実施する	建設資材の落下を防止する等、丁寧な作業を行います。
23	騒音や振動の少ない工法の採用	実施する	杭の施工等の際には、騒音や振動の少ない工法を採用します。
24	近隣への作業時間帯の配慮	実施する	騒音や振動を伴う作業は、近隣に配慮した時間帯に行います。
＜粉じん・アスベスト＞			
25	粉じん飛散防止対策	実施する	周辺への粉じん飛散を防止するため、掘削作業、土砂等の堆積場の設置等を行う場合は、散水等の粉じん飛散防止対策を行います。
26	アスベストの調査など	該当なし	解体がないため、該当しません。
27	アスベストの飛散防止対策	該当なし	解体がないため、該当しません。
＜水質汚濁・土壌汚染・地盤沈下＞			
28	濁水や土砂の流出防止	実施する	工事中の濁水は、仮設沈砂池を経由して表層水のみ公共下水道又は公共用水域に放流し、道路等への濁水や土砂の流出を防止します。
29	塗料などの適正管理及び処分	実施する	塗料等の揮発を防止し、使用済みの塗料缶や塗装器具の洗浄液は適正に処分します。
30	土壌汚染対策	実施する	土壌調査を実施する際には、関係法令に準拠した地歴調査・土壌汚染状況調査を実施し、汚染が判明した場合には適切な措置方法について協議します。
31	地盤改良時の配慮	実施する	セメント及びセメント系改良剤を使用する地盤改良の際は、六価クロム溶出試験を実施し、土壌や地下水を汚染しないよう施工します。
32	周辺地盤、家屋などに配慮した工法の採用	実施する	周辺地盤、家屋等に影響を及ぼさない工法を採用します。
＜悪臭・廃棄物＞			
33	アスファルト溶解時の臭気対策	実施する	アスファルトを溶融させる際は、場所の配慮、溶解温度管理等の臭気対策を行います。
34	現地焼却の禁止	実施する	現地では廃棄物等の焼却は行いません。

表4(3) 環境取組内容 (工事中)

取組事項	実施の有無	取組内容	
35	解体時の環境汚染対策	該当なし	解体がないため、該当しません。
36	仮設トイレ設置時の臭気対策	実施する	仮設トイレを設置する場合は、適切なメンテナンス、設置場所の配慮等により臭気対策を行います。
■地域の安心安全に貢献する。			
37	地域との連携における事故の防止	実施する	近隣自治会等から地域の交通情報の聴き取りを行い、十分な人数の警備員を配置し事故防止に努めます。
38	児童などへの交通安全の配慮	実施する	児童や生徒が安全に登下校できるよう、工事現場周辺の交通安全に配慮します。
39	夜間や休日の防犯対策	実施する	夜間や休日に工事関係者以外の者が工事現場に立ち入らないよう出入口を施錠する等の対策を講じます。
40	児童などへの見守り、声かけ	実施する	登下校中や放課後の児童や生徒の見守り、声かけ等に取り組みます。
41	地域の防犯活動への参加	実施する	近隣自治会等と連携し、地域の防犯活動に参加します。
■環境に配慮した製品及び工法を採用します。			
＜省エネルギー＞			
42	エネルギー消費の抑制	実施する	エネルギー効率のよい機器の利用等により、工事中に使用する燃料、電気、水道水等の消費を抑制します。
＜省資源＞			
43	残土発生の抑制	実施する	建設発生土は事業計画地での埋め戻しに使用する等、残土の発生を抑制します。
44	廃棄物の減量	実施する	資材の梱包等を最小限にして廃棄物を減量します。
■快適な環境づくりに貢献します。			
＜景観＞			
45	仮囲い設置時の配慮	実施する	仮囲いの設置に当たっては、機能性を確保した上で、景観面にも配慮します。
46	仮設トイレ設置時の配慮	実施する	仮設トイレは、近隣住民や通行者に不快感を与えないよう、設置場所等を工夫します。
＜周辺の環境美化＞			
47	周辺道路の清掃	実施する	工事現場内外を問わず、ポイ捨てを防止し、周辺道路の清掃を行います。
48	場内整理	実施する	建設資材、廃棄物等の場内整理を行います。
＜ヒートアイランド現象の緩和＞			
49	打ち水	実施する	夏期において水道水以外の用水を確保し、周辺道路等に打ち水を行います。

表4(4) 環境取組内容 (工事中)

取組事項	実施の有無	取組内容
<p>■地域との調和を図ります。</p>		
<p><工事説明・苦情対応></p>		
50	工事内容の事前説明及び周知	実施する 近隣住民に工事実施前に工事概要、作業工程等を十分説明し、また工事実施中も適宜、現況と今後の予定をお知らせします。
51	苦情対応	実施する 工事に関する苦情窓口を設置し連絡先等を掲示するとともに、苦情が発生した際には真摯に対応します。
<p><周辺の教育・医療・福祉施設への配慮></p>		
52	工事内容の事前説明及び工事計画の配慮	実施する 事業計画地近傍に位置する吹田市立佐井寺小学校や吹田市立佐竹台小学校等に対して、工事実施前に工事概要、作業工程等を十分説明するとともに、施設での行事や利用状況に配慮した工事計画とします。
53	騒音、振動などの配慮	実施する 事業計画地近傍に位置する吹田市立佐井寺小学校や吹田市立佐竹台小学校等に対して、騒音、振動、通風、採光等に特段の配慮をします。
<p><周辺の事業者との調整></p>		
54	複合的な環境影響の抑制	実施する 工事が重複することによる複合的な騒音、振動、粉じん、工事関連車両の通行及びその他の環境影響を最小限に抑制するため、周辺地域における大規模な工事の状況を把握し、該当する事業者、工事施行者等と連絡を取り、可能な限り工事計画等を調整するように努めます。

表4(5) 環境取組内容(設備・施設等)

取組事項		実施の有無	取組内容
■地球温暖化対策を行います。			
55	大阪府建築物の環境配慮制度及び大阪府建築物環境性能表示制度の活用	該当なし	延床面積が2,000㎡を超える建築物の新築又は増改築を実施しないため、該当しません。
56	ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)設計	該当なし	戸建住宅を建築しないため、該当しません。
57	高効率及び省エネルギー型機器などの採用	実施する	道路の照明について、省エネルギー型の照明機器を採用します。
58	再生可能エネルギーの活用	実施する	公園等にソーラー式LED照明の設置を検討します。
59	エネルギー効率の高いシステムの導入	該当なし	建築物の設置がないため、該当しません。
60	エネルギーを管理するシステムの導入	該当なし	建築物の設置がないため、該当しません。
61	冷媒漏えい(使用時排出)の防止	該当なし	高い地球温暖化係数を有する温室効果ガスを冷媒として使用する装置を有する設備の設置がないため、該当しません。
62	建築物のエネルギー負荷の抑制	該当なし	建築物の設置がないため、該当しません。
63	長寿命な建築物の施工	該当なし	建築物の設置がないため、該当しません。
64	環境に配慮した建設資材などの製品の採用	実施する	グリーン購入法適合品、エコマーク商品、木材(国産材、大阪府内産材)等の資源循環や環境保全に配慮した製品を積極的に採用します。
■ヒートアイランド対策を行います。			
65	建物屋根面、壁面の高温化抑制	該当なし	建築物の設置がないため、該当しません。
66	地表面の高温化抑制	実施する	遮熱性・保水性舗装等のヒートアイランド対策に配慮した道路の建設を検討します。また、都市計画道路には、植樹帯を設けて街路樹植栽を行います。
■自然環境を保全し、みどりを確保します。			
67	動植物の生息や生育への配慮	実施する	事前に事業計画地とその周辺の自然環境調査を行い、動植物の生息や生育環境に配慮します。
68	地域のシンボルツリーの保全	該当なし	事業計画地にシンボルツリーがないため、該当しません。
69	既存の植生の保全	実施する	既存の植生や地形を改変する場合は、移植等により既存の植生の保全を図るとともに、表土は適切に保管し、植栽等に利用します。
70	地域に応じたみどりの創出	実施する	事業計画地に隣接する緑地等と連続してみどりを配置します。
71	駐車場緑化	該当なし	駐車場の設置がないため、該当しません。

表4(6) 環境取組内容(設備・施設等)

取組事項		実施の有無	取組内容
72	屋上緑化など	該当なし	建築物の設置がないため、該当しません。
73	法面緑化	実施する	開発により生じた法面に対して緑化を行います。
74	植栽樹種の選定	実施する	植栽樹種は、地域の環境に合わせた樹種を選定します。
■水循環を確保します。			
75	水資源の有効利用	実施する	雨水を利用する設備(雨水タンク、散水設備等)を導入します。
76	雨水流出を抑制する施設の設置	実施する	事業計画地の面積に応じて、雨水流出を抑制するために、雨水調整池等を設置します。
77	雨水浸透への配慮	実施する	道路については雨水浸透に配慮し、浸透性のある舗装等の採用を検討します。
■地域の生活環境を保全します。 <大気・騒音・振動等>			
78	騒音や振動を発生させる設備設置時の配慮	該当なし	騒音や振動を発生させる設備の設置がないため、該当しません。
79	住宅における防音サッシ等の設置	該当なし	住宅を建築しないため、該当しません。
80	駐車場の配置計画時の配慮	該当なし	駐車場の設置がないため、該当しません。
81	近隣への悪臭及び騒音の配慮	実施する	事業計画地内を通る都市計画道路については、供用後における騒音の影響を予測し、必要に応じて排水性舗装等の環境保全措置を実施します。なお、本事業は土地区画整理事業のため、近隣に影響を与えるほどの悪臭は発生しません。
82	ボイラーなどの機器設置時の排出ガス対策	該当なし	ボイラー等の機器設置がないため、該当しません。
83	屋外照明や広告照明設置時の配慮	実施する	道路照明については、近隣住民に対する光の影響を抑制します。
84	建築資材による光の影響の考慮	実施する	公園等に設置するソーラー式LED照明については、ソーラーパネルの反射光の影響を考慮します。
85	環境に配慮した塗料の使用	実施する	塗料は、水性塗料や揮発性有機化合物(VOC)の含有率が低いものを使用します。
86	周辺の教育、福祉や医療施設への配慮	実施する	事業計画地近傍に位置する吹田市立佐井寺小学校や吹田市立佐竹台小学校等に対して、騒音、振動、通風、採光等に特段の配慮をします。
<中高層建築物(高さ10メートルを超える建築物)>			
87	日照障害対策	該当なし	高さ10メートルを超える建築物の設置がないため、該当しません。

表4(7) 環境取組内容(設備・施設等)

取組事項		実施の有無	取組内容
88	電波障害の事前把握及び近隣説明	該当なし	高さ 10 メートルを超える建築物の設置がないため、該当しません。
89	電波障害発生時の改善対策	該当なし	高さ 10 メートルを超える建築物の設置がないため、該当しません。
90	プライバシーの配慮	該当なし	高さ 10 メートルを超える建築物の設置がないため、該当しません。
■ 景観まちづくりに貢献します。			
91	地域への調和	実施する	吹田市の自然条件や風土、歴史の流れの中で培われた地域の個性を尊重し、地域に調和したものとなるよう配慮します。
92	景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画及び設計	実施する	景観資源の質の向上と地域特性を活かしたまちづくりに資するよう、「景観まちづくり計画」の類型別景観まちづくり計画と地域別景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画と設計を行います。
93	景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画及び設計	実施する	景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画と設計を行います。
94	重点地区指定に向けた協議	実施する	事業計画地が 1 ha を超えるため、重点地区の指定について協議します。
95	景観形成基準の遵守	実施する	景観形成基準を遵守し、景観まちづくりを推進します。
96	屋外広告物の表示などに関する基準の遵守	該当なし	屋外広告物の設置がないため、該当しません。
■ 安心安全のまちづくりに貢献します。			
97	歩行者が安全に通行できる工夫	実施する	都市計画道路では、歩道を確保するとともに、佐井寺片山高浜線において自転車専用通行帯を設置する等、歩車分離を行うことで、歩行者が安全に通行できる空間を整備します。また、区画道路においては、防災にも配慮した十分な幅員を確保します。
98	災害時、緊急時対応のための安心安全に配慮した整備	実施する	公園等において、災害時・緊急時に住民が炊き出しを行えるように、防災ベンチ等の導入を検討します。また、夜間照明確保のため、公園等にソーラー式 LED 照明等の導入を検討します。
99	防犯対策のための安心安全に配慮した整備	実施する	防犯カメラ等、防犯対策等に対応できる設備機器の導入を検討します。

表4(8) 環境取組内容(その他)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中に埋蔵文化財等が確認された場合は、速やかに吹田市教育委員会と協議を行い、適切に対応します。 ・ 都市計画道路沿道においては、無電柱化を検討します。

6. 環境要素、調査の時期及び方法並びに予測の方法及びその時点

(1) 環境要素

「吹田市環境影響評価技術指針」（平成 24 年（2012 年）3 月改定、吹田市）に示された環境要素から、本事業の特性及び地域特性を勘案して選定しました。選定した環境要素は、表 5 に示すとおりです。

表 5 環境影響要因・環境要素関連表

環境影響要因			工事		存在			供用
			建設機械の稼働	工事関連車両の走行	工事の影響	土地利用及び地形の変化	緑の回復育成	平面・掘削構造(都市計画道路)
吹田市第 2 次環境基本計画の目標	分野	環境要素						
エネルギーを適正に利用できる低炭素社会への転換	地球温暖化	温室効果ガス、エネルギー						
資源を有効に利用する社会づくり	廃棄物等	一般廃棄物						
		産業廃棄物			○			
		建設発生土			○			
		フロン類			×			
健康で安全な生活環境の保全	大気・熱	大気汚染	○	○				○
		悪臭			○			
		ヒートアイランド現象				○	○	○
	水	水質汚濁			×			
		公共用水域			×			
		地下水			×			
	土	底質汚染						
		土壌汚染			○			
		地形、地質			○			
		土砂流出、崩壊 斜面安定			○			
騒音・振動等	地盤							
	地下水位 地盤沈下、変状							
	騒音	○	○				○	
人と自然とが共生する良好な環境の確保	人と自然	振動	○	○				○
		低周波音						×
		動植物、生態系			○	○	○	○
快適な都市環境の創造	構造物の影響	緑化(緑の質、緑の量)				○	○	
		人と自然とのふれあいの場			○	○	○	○
		景観				○	○	○
		日照阻害						
	文化遺産	テレビ受信障害						
		風害						
	安全	文化遺産(有形・無形・複合)			○			
	地域社会	火災、爆発、化学物質の漏洩等						
コミュニティ				○		○		
	交通混雑、交通安全		○				○	

(注) 表中の凡例は、以下のとおりです。

○：影響があると考えられる項目

×：「開発行為」及び「道路の建設」に伴う標準的な環境要素として例示されている項目のうち、本事業では影響がないと考えられるため、調査・予測項目から除外した項目

(2) 現況調査及び予測の方法

選定した環境要素の現況調査及び予測の方法は表6に、現地調査の地点及び範囲は図5にそれぞれ示すとおりです。

表6 現況調査及び予測の方法

区分	環境要素	既存資料	現地調査	現況調査・予測の方法
工 事	産業廃棄物、建設発生土	○	-	廃棄物等の状況を把握します。工事の実施に伴い発生する産業廃棄物、建設発生土の発生量又は排出量について、工事計画、既存資料等をもとに予測します。
	大気汚染	○	-	大気汚染、気象の状況を把握します。建設機械の稼働、工事関連車両の走行による大気汚染への影響について、数値計算により予測します。
	悪臭	○	-	悪臭、気象の状況を把握します。工事の実施に伴い発生する悪臭の程度について、工事計画等をもとに定性的に予測します。
	土壌汚染	○	-	地歴、土壌汚染の状況を把握します。工事の実施が土壌汚染に及ぼす影響について、土壌汚染に係る物質の取扱量、取扱方法、排出濃度、排出量と土壌汚染の状況、土地利用の履歴をもとに予測します。
	地形、地質	○	-	地形、地質の状況を把握します。工事の実施が斜面における土砂流出・崩壊に対する安定性の状況及び斜面の安定性の状況に及ぼす影響について、工事計画や類似事例等をもとに定性的に予測します。
	騒音・振動	○	○	一般環境及び沿道における騒音・振動の状況、自動車交通量の状況を把握します。建設機械の稼働、工事関連車両の走行による騒音・振動への影響について、数値計算により予測します。
	動植物、生態系	○	○	動植物の状況、生息・生育環境を把握するとともに、地域を特徴づける生態系の状況及びその生息・生育環境を抽出します。工事の実施による動植物や生態系への影響について、地形の改変状況等から定性的に予測します。
	人と自然とのふれあいの場	○	○	人と自然とのふれあいの場の分布状況、利用状況を把握します。工事計画等をもとに、人と自然とのふれあいの場の消滅又は改変の程度、ふれあいの場が持つ機能の変化の程度、ふれあいの場までの利用経路に与える影響の程度を予測します。
	文化遺産	○	-	文化財、埋蔵文化財包蔵地等の状況を把握します。工事の実施が文化財に及ぼす影響について、現況調査結果、工事計画等をもとに予測します。
	コミュニティ	○	○	コミュニティの状況について把握します。工事の実施によるコミュニティ施設にもたらす影響の程度、地域住民の交通経路に与える影響の可能性について、現況調査結果及び工事計画をもとに定性的に予測します。
交通混雑、交通安全	○	○	交通の状況、交差点の状況、道路の状況、交通安全の状況を把握します。工事関連車両の走行による影響について、現況調査結果、工事計画等をもとに予測します。	
存在及び供用	大気汚染	○	-	大気汚染、気象の状況を把握します。都市計画道路の供用（自動車の走行）による大気汚染への影響について、数値計算により予測します。
	ヒートアイランド現象	○	-	気温・土地被覆の状況（緑被、建物の状況等）を把握します。土地利用計画、緑化計画等に基づき、土地被覆の変化の内容及び程度を予測します。
	騒音・振動	○	○	一般環境及び沿道における騒音・振動の状況等を把握します。都市計画道路の供用（自動車の走行）による騒音・振動への影響について、数値計算により予測します。
	動植物、生態系	○	○	動植物の状況、生息・生育環境を把握するとともに、地域を特徴づける生態系の状況及びその生息・生育環境を抽出します。土地利用、地形の変化等による動植物や生態系への影響について、土地利用計画、緑化計画等から定性的に予測します。
	緑化	○	○	緑被の状況や大径木の生育状況を把握します。土地利用等の変更による緑の質・量の変化の内容及び程度を土地利用計画、緑化計画等から予測します。
	人と自然とのふれあいの場	○	○	人と自然とのふれあいの場の分布状況、利用状況を把握します。事業計画をもとに人と自然とのふれあいの場の消滅又は改変の程度、ふれあいの場が持つ機能の変化の程度、ふれあいの場までの利用経路に与える影響の程度を予測します。
	景観	○	○	地域の景観特性、代表的な眺望地点からの景観を把握します。主要な景観構成要素の改変の程度、地域の景観特性の変化の程度、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度について、フォトモニタージュ又はパース図の作成により予測します。
	コミュニティ	○	○	コミュニティの状況について把握します。道路の存在によるコミュニティ施設にもたらす影響の程度、地域住民の交通経路に与える影響の可能性について、現況調査結果及び事業計画をもとに定性的に予測します。
	交通混雑、交通安全	○	○	交通の状況、交差点の状況、道路の状況、交通安全の状況を把握します。都市計画道路の供用に伴う自動車の走行による影響について、現況調査結果、事業計画等をもとに予測します。

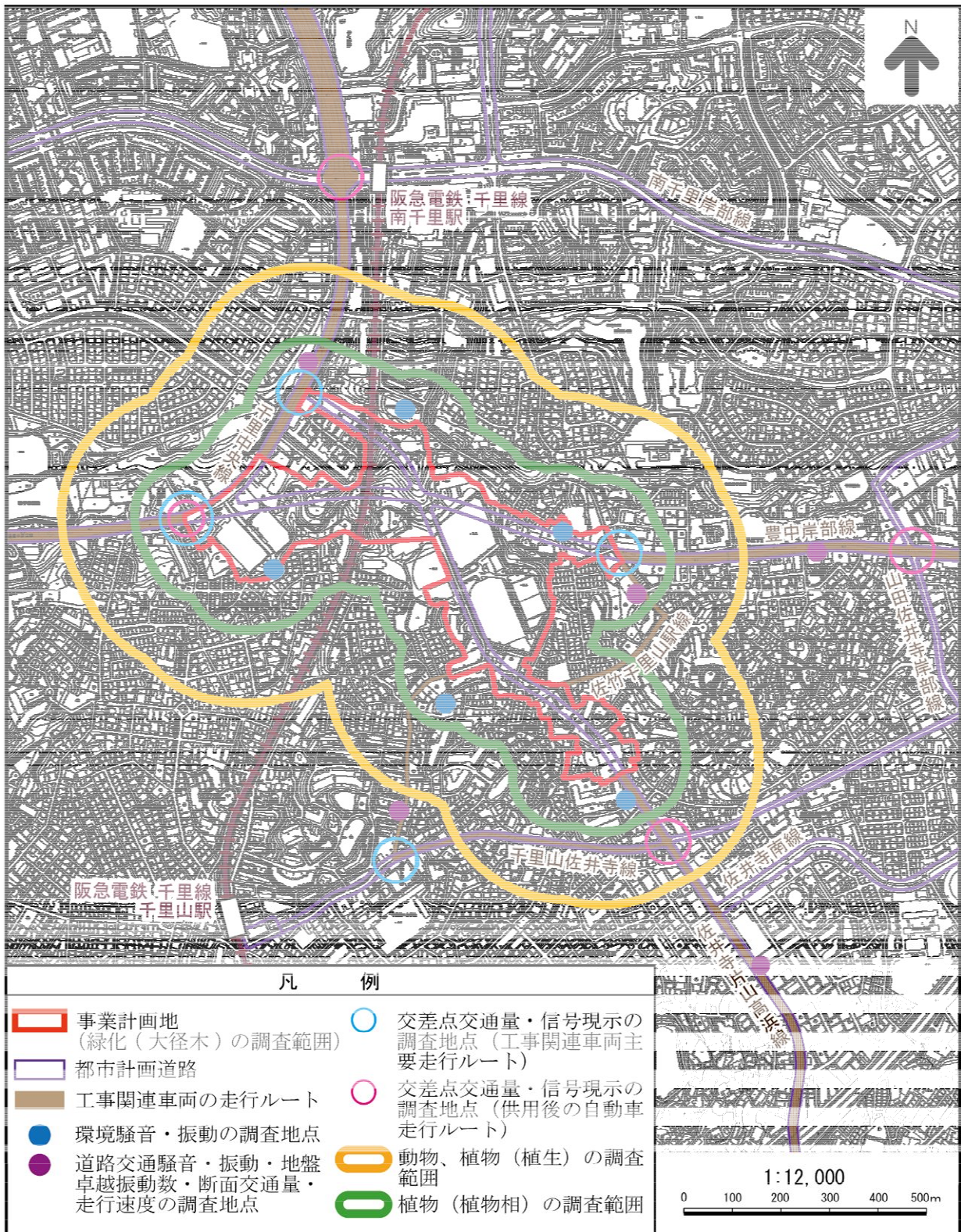


図5 現地調査地点・範囲

(3) 評価の方法

現況調査及び予測の結果を踏まえ、選定した環境要素ごとに、環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されているか、また良好な環境の創造のための取組が可能な限り実施されているかについて検討し、評価します。

本書に掲載した地形図は、吹田市の「1 : 10,000 地形図（平成 30 年 3 月）」を使用したものである。